

◎新潟県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上小沢脇野田停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市栗原四丁目110番7から 上越市大和二丁目182番3まで	新	10.3～88.0メートル	4,568.6メートル
妙高市栗原四丁目110番7から 同市柳井田町四丁目104番5まで	旧	18.0～18.5メートル	13.3メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

- 2 路線の重用

一部区間一般国道18号、一般国道292号、県道後谷黒田脇野田停車場線及び県道上越脇野田新井線と重用